

広島県公安委員会告示第39号

平成19年広島県公安委員会告示第26号（警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間の指定）の一部を次のように改正し、平成21年6月1日から施行する。

平成21年5月28日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

本文中「第2条の表の5の項」を「第2条の表の6の項」に改める。